

(持分)

第21条 組合員の持分は、この組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2. 持分の算定に当たっては、その基礎となる金額で計算上不便な端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 総会

(総会)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第23条 総会は第26条の規定により組合が召集する場合を除いて理事長が召集し、議長は理事長が指名するかその都度詮衡委員を設け選任する。

(通常総会の招集)

第24条 通常総会は理事会の議決により、任期満了による総代改選の年の4月1日より5月31日までの間において召集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第25条 臨時総会は必要に応じ理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 組合員が総組合員数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したときは、理事会はその請求のあった日から20日以内に臨時総会の招集を決しなければならない。

(組合員による総会の招集)

第26条 前条第2項により臨時総会の招集請求した組合員は、その請求した日から10日以内に理事長が総会招集の手続きをしないときは、三重県知事の承認を得て臨時総会を招集することができる。その場合における議長はその臨時総会において選任するものとする。

(総会の手続)

第27条 総会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を組合員名簿に記載してある組合員の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）に宛てて送付して行うものとする。

第28条 総会の延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の議決事項)

第29条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- 1) 解散
- 2) 総代の選任（補欠の総代の選任を除く）
- 3) 非出資組合への移行に関する定款の変更

(総会の議事)

第30条 総会は組合員数の半数以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する組合員は出席したものとみなす。

2. 総会の議事は出席者の議決権の過半数で決する。但し組合の解散については総組合員数の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3. 総会においては出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。但し、次に掲げる事項については議決することができない。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 組合員の除名
- 4) 法第56条の申出
- 5) 法第57条の第1項の申出

(議事録)

第31条 総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総会の議事録は次に掲げる内容とするものでなければならない。

- 1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- 2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
- 3) 総会に出席した役員の氏名
- 4) 議長の氏名
- 5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第32条 組合員は総会において、各々一個でかつ平等の議決権及び選挙権を有する。

2. 組合員は書面又は代理人をもって、第27条により予め通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行うことができる。但し、その組合員の親族もしくは使用人又は他の組合員でなければならない。
3. 代理人は10人以上の組合員を代理することができない。
4. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

## 第6章 総 代 会

(総代会)

第33条 この組合は総会に代わる総代会を設ける。

2. 総代の定数はその選任の時ににおける組合員の総数の10分の1を下ってはならない。
3. 総代は各支部毎にその支部に属する組合員により、当該組合員の内から候補者として選出推薦された者につき、総会において選任する。
4. 総代の任期は3ヵ年とする。但し再選された場合の就任は妨げない。又中途において交替したときの補欠総代の任期は前任者の残存期間とする。
5. 総代会は通常総代会及び臨時総代会とする。

(総代の欠員の補充)

第34条 総代の欠員の補充はその定数の5分の1以上の欠員を生じたとき、その他理事会で必要と認めた場合総代会において行う。

(総代会の招集)

第35条 総代会は第38条の規定により総代を招集する場合を除いて理事長が招集し、その議長は理事長が指名するか詮衡委員により選出する。

(通常総代会の招集)

第36条 通常総代会は理事会の議決により、第24条に定める年以外の4月1日から5月31日までの間において招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第36条 臨時総代会は必要に応じ、理事会の議決により何時でも招集することができる。

2. 総代が総代総数の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総代会の招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集することを決しなければならない。

(組合員による総代会の招集)

第37条 前条第2項の規定により臨時総代会の招集を請求した総代は、その請求した日から10日以内に理事長が総代会の手続をしないときは、三重県知事の承認を得て臨時総代会を招集することができる。この場合における議長はその臨時総代会において選任するものとする。

(総代会の手続)

第38条 総代会の招集は会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容日時等を明示した書面を、組合員名簿に記載してある総代の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその住所）に宛てて送付して行うものとする。

第39条 総代会は延期又は続行の議決をすることができる。

(総代会の議決事項)

第41条 次に掲げる事項は総代会の議決を得なければならない。

- 1) 定款の変更（非出資組合への移行に係わるものを除く）
- 2) 施行規程の設定、変更又は廃止
- 3) 役員選挙又は選任
- 4) 補欠の総代の選任
- 5) 役員に対する報酬の額
- 6) 組合員の除名
- 7) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- 8) 毎事業年度の事業経過報告及び決算報告の承認
- 9) 借入金の額の最高限度（第7条第7号の資金の借入れを除く）
- 10) 組合員に対する組合費の賦課及び徴収方法
- 11) その他この定款で定める事項

(総代会の議事)

第42条 総代会は総代総数の半数以上の出席がなければ議事を開いて議決することができない。この場合において書面又は代理人によって議決権を行使する総代は出席したものとみなす。

2. 総代会の議事は出席者の議決権過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3. 総代会において出席した総代の3分の2以上の同意を得たときに限り、予め通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

(議事録)

第43条 総代会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2. 総代会の議事録は次に掲げる内容とするものでなければならない。

1) 総代会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総代会に出席した場合における当該出席の方法を含む）

2) 総代会の議事の経過の要領及びその結果

3) 総代会に出席した役員の氏名

4) 議長の氏名

5) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(議決権及び選挙権)

第44条 総代は書面又は代理人をもって、予め通知のあった事項につき議決権又は選挙権を行使することができる。但し、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2. 代理人は2人以上の総代を代理することができない。

3. 代理人は代理権を証する書面をこの組合に差し出さなければならない。

## 第7章 役員及び顧問職員

(役員)

第45条 この組合に次に掲げる役員を置く。

1) 理事 12人以上 24人以内

2) 監事 3人以内

2. 役員は支部、又は理事会において推薦した候補を総代会において選任する。

3. 理事は組合員でなければならない。但し、組合関連の組織、及び団体の代表者、又はそれに準ずる者で、組合員でない者は組合届け出済みの従業員に限る。

4. 理事又は監事の内、その3分の2を超える者が欠けたときは3ヶ月以内に補充しなければならない。

5. 監事は組合員の中から総代会で選任する。

(任期)

第46条 役員の任期は3年とする。但し、補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。

(理事)

第47条 理事は理事会を組織して業務の執行にあたる。

(理事長・副理事長)

第48条 理事の内理事長1名を理事の互選により決定し、理事長は副理事長3名以内を理事の内から指名し、理事の承認を得るものとする。

1) 理事長は業務を総理しこの組合を代表する

2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故あるときは予め理事長の指名する副理事長がその業務を代行する

3) 副理事長は各委員会を分掌する

(監事)

第49条 監事は会計及び業務の監査を行う。

2. 監事はこの組合の理事又は職員を兼ねてはならない。

(役員の報酬)

第50条 役員の報酬は総代会において定める。

(役員の解任)

第51条 組合員は総組合員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事に提出して解任を請求することができる。

2. 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。但し、法令又はこの定款に違反したことを理由として解任を請求するときはこの限りでない。

3. 第1項の規定による解任の請求があったときは理事はその請求を総代会の議に付し、かつ総代会の会日から1週間前までにその